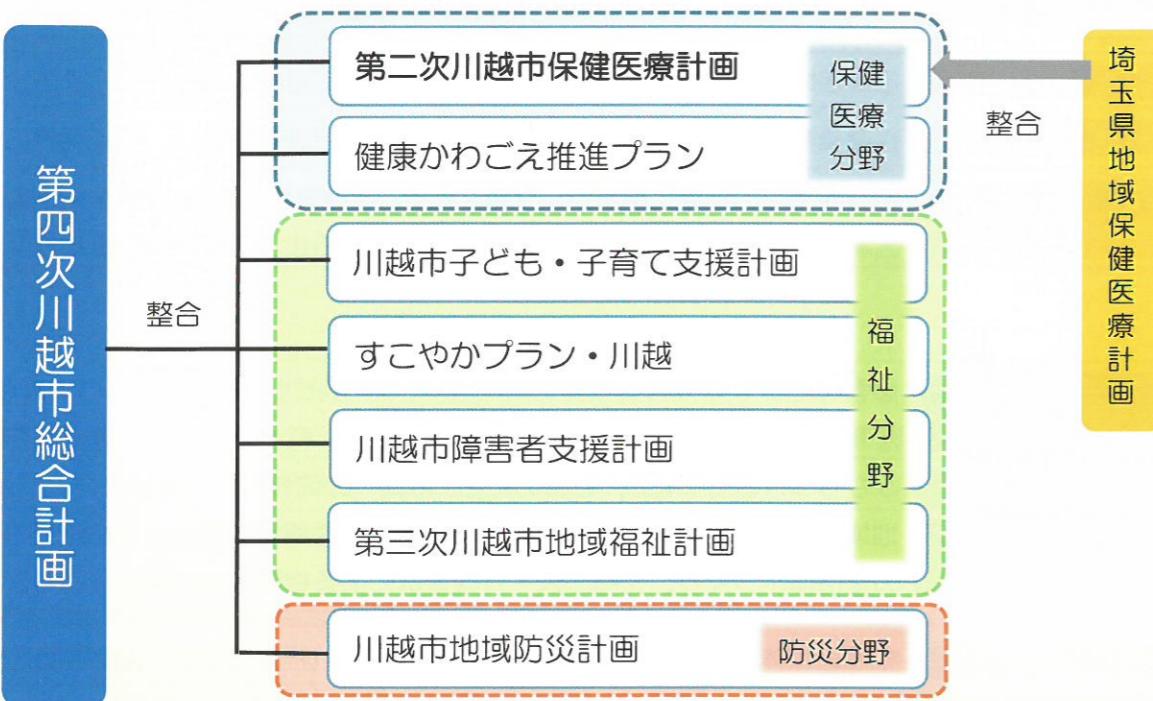


4 計画の位置づけ

本計画は、本市の保健医療分野の目標や取組といった基本的方向性を示したものです。

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示す「第四次川越市総合計画」を上位計画とした上で、本市の「健康づくり」、「子ども・子育て」、「福祉」、「防災」に関する他の分野別計画との整合を図っています。

また、埼玉県の「埼玉県地域保健医療計画」とも整合を図り策定しています。



5 計画の推進体制

以上に示した計画を推進し、目標を達成するために、本市の地域医療及び保健衛生に関する諸問題を協議するための附属機関である「川越市医療問題協議会」において進行管理を行います。市は毎年度、当協議会に各施策の進行状況を報告し、協議会は報告を受け、保健医療をめぐる動向等を踏まえて年次評価を行います。

本計画の施策の推進にあたっては、行政と医療・介護の関係機関及び団体が相互に連携し、それぞれの役割に応じた取組を進めます。

第二次川越市保健医療計画（概要版）

問合せ先 川越市保健医療部保健医療推進課 電話：049-224-5832

第二次川越市保健医療計画

平成 28 年度～32 年度

概要版

1 計画策定の趣旨

- 本市は、地域の現状を踏まえた保健医療の在り方とその実現のための方向性を明らかにすることを目的として、「川越市保健医療計画」を策定し、平成 18 年度から諸施策に取り組んできました。
- 近年、我が国は、人口減少と少子高齢化の進展、核家族化の進行やコミュニティ機能の低下、市民の生活形態や意識の多様化など、社会状況が大きく変化しています。
- 保健医療の分野においては、疾病構造の変化に対応するための医療機能の再編や、不安やストレスを原因とするこころの健康問題、新型インフルエンザやMERSなどへの対応、救急医療や災害時医療の体制整備、医療と介護の連携体制等が課題となっています。
- こうした中、当初策定した保健医療計画が計画期間の満了を迎えることから、更なる保健医療の充実を図り、「住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を目指し「第二次川越市保健医療計画」を策定するものです。

2 基本理念

自分で守る 地域でつくる
みんなの力で いきいき川越

本計画は、市民一人ひとりによる主体的な疾病予防の取組などの「自助」とともに、必要となる医療を確保していくため、今ある医療環境を地域で守り育てる「共助」をとおして、良質で安全な医療が適切に提供される体制の整備と健康危機管理体制の充実を目指します。

今後、更に少子高齢化が進む中で、保健・医療と福祉・介護の連携がより重要になります。

自助

自分の健康は自分で守るという意識の普及と、市民の主体的な疾病予防に対する取組の推進

共助

市民一人ひとりの取組を支える家族、学校、企業、医療関係機関等の保健・医療に対する活動の充実

公助

行政による保健・医療に関する情報提供や資源の整備、市民の健康を支える取組の充実強化

3 計画の推進

基本理念

基本目標

主要課題

施策

自分で守る地域でつくるみんなの力でいきいき川越

1 保健対策の推進

(1) 疾病予防の推進

- ① 健康診査等の推進 特定健診・がん検診の意義等の周知や受診体制整備により、受診率の向上を推進します。
- ② 生活習慣病等の重症化予防 特定保健指導の受診促進と体制整備を進め、適切な治療を受けられるよう支援します。

(2) 精神保健福祉の推進

- ① こころの健康対策 こころの健康やアルコール等に関する相談支援体制や情報提供の充実を推進します。
- ② 社会参加の促進 こころの病気を患った方が社会的に自立できるよう、生活支援の充実を図ります。
- ③ 認知症総合支援事業の推進 認知症の方へのアセスメントや家族への教室等の実施など支援体制を整備します。

(3) 感染症対策の推進

- ① 感染症対策の推進 感染症の予防を啓発し、発生時は市内医療機関等と連携し、まん延防止を図ります。
- ② エイズ対策の推進 性感染症に関する知識の普及・啓発と検査・相談を実施し、早期発見に努めます。
- ③ 結核対策の推進 患者発生時の調査と患者への管理・指導、接触者や治療後の患者への検診、公費負担医療による適正な治療の徹底等を行い、再発防止・まん延防止を図ります。

2 医療体制の確保

(1) 地域医療の充実

- ① 医療機能の充実 患者の紹介や高度医療機器の共同利用、症例検討会や研修会への支援をとおして、医療機関相互の役割分担と連携促進、介護従事者との交流・連携促進を図ります。
- ② 「かかりつけ医」等の普及促進 かかりつけ医等の普及・定着のため、市民への情報提供や意識の啓発を推進します。
- ③ 医療・介護の連携 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療や介護の資源の把握や、関係者間の連携体制づくり、在宅医療・介護連携による相談体制の整備を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

- ① 救急医療提供体制の確保 救急医療体制の確保と救急搬送の円滑な受け入れ推進のため、医療機関を支援します。
- ② 救命処置等の普及促進 市民へのAED・応急手当の普及啓発と高齢者への救急情報キット配布を進めます。

(3) 災害時医療体制の整備

- ① 災害時医療体制の整備 連携体制のマニュアル化、初動医療体制の整備や災害時防疫体制の充実を図ります。

3 保健医療の充実

(1) 医療を担う人材の確保

- ① 医療・介護従事者の確保 養成機関への支援や医療・介護従事者の研修等により人材の確保、定着を図ります。
- ② 保健医療従事者等の資質向上 臨床研修医や医学生、看護学生等の実習の受け入れを推進し、人材育成を図ります。

(2) 安全な医療の確保と提供

- ① 医療安全の促進 医療機関の監視指導と患者からの苦情等に対応し、適正な医療の確保を促進します。
- ② 医薬品等の安全対策 医薬品の正しい知識の普及啓発や安全確保、医薬品販売業等の監視指導を行います。
- ③ 献血の推進 献血の必要性についての普及啓発や、献血者の確保を図る事業を支援します。

(3) 保健医療の充実

- ① 保健所機能の充実 保健衛生拠点として健康危機管理体制の充実、衛生的生活環境の確保を推進します。
- ② 地域医療支援拠点の検討 在宅医療の充実と、医療と介護の連携を支援する窓口の設置等の検討を進めます。